

風致地区内の行為完了届の提出について

風致地区内の行為が完了したときは、すみやかに下記の完了届書類を提出してください。

この完了届の受理をもって、風致地区内行為の適合物件とみなしますので、必ず提出をお願いします。

工期予定を超えて提出されていない場合は、こちらから確認の連絡をさせて頂くことがあります。

また、現地確認検査については必要に応じて行うことがあります。

なお、行為完了届については、自署や記名押印といった本人確認を求めず、メールでのご提出も受け付けております。

<提出書類>

■ **行為完了届** （許可書交付時にお渡しした様式）

■ **平面図** （各完了写真の撮影位置及び方向を記載してください）

■ **完了写真**

→外壁後退、擁壁高、植栽等については、スケールをあて距離・規格が分かるように撮影してください。

【添付写真】（右図参照）

- 1 全景写真（2～3方向）
- 2 外壁後退距離（申請した道路までの距離、隣地までの距離）
- 3 擁壁高
- 4 植栽（規格と本数）
- 5 その他、申請内容によって適宜写真を添付

※行為の変更許可申請に該当しなかった、植栽本数増し等の軽微な変更を行っている場合は、変更になった分の図面等もあわせて添付してください。

福岡市住宅都市局みどり活用課

（TEL:092-711-4367）

E-mail : midorikatsuyou.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

＜完了写真の撮影の例＞

スケールをあてて、目盛りが判別しにくい場合は接近した写真も添付する。

(A) 植栽



(B) 外壁後退



(C) 擁壁高

